令和5年度 第9回八幡平市農業委員会総会 議事録

令和5年12月25日開催 八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録							
告示年月日	令和5年	令和5年12月14日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり						
招集年月日	令和5年	令和5年12月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール						
開閉会日時及 び 宣 言	開会	令和5年12月2	5日 13時	00分	議 長 立 柳	優	
	閉会	令和5年12月25日 13時57分			議 長 立 柳	優	
応招(不応招) 委員及び出席 並びに欠席委員	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席	
	1	竹 田 憲 治	0	1 1	中 村 一 彦	0	
	2	田村昭雄	A	1 2	竹 田 和 夫	0	
出 席 16名	3	阿部正光	0	1 3	工藤嘉充	0	
欠 席 3名	4	菊 田 健 生	0	1 4	古 川 美枝子	0	
凡 例	5	熊 澤 威 人	0	1 5	向久保 勉	0	
▲ 欠 席	6	小山田 和 義	0	1 6	山 本 範 夫	0	
△遅延	7	國 司 功	A	1 7	大 森 直 子	0	
● 退 席	8	松村勝彦	•	1 8	三 浦 美恵子	0	
× 不応招	9	吉 田 晃	0	1 9	立 柳 優	0	
	1 0	髙 橋 栄 光	0				

議事録署名委員	議席番号	菊田 倭	津生	議席番号	熊澤	威人
	職	名	•	氏	名	
	事務局長			田村	春彦	
	事務局長補佐 兼農業振興係長			立花	浩	
八幡平市農業委員会会議	農地調整係長			佐々木	和 查	
規則第14条第1項の規 定により説明のため出席	農地調整係主事			恩賀	ひとみ	
した者の職・氏名	農地調整係主事			高橋	彩斗	
議 事 次 第	別紙のとおり					
附議事件	別紙、議事次第に同じ					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

1 開会(13時00分)

事務局 (田村事務局長)

はじめに 12 月 7 日付けで、新たに竹田憲治委員が就任しておりますので、ご報告致します。なお、委員合同会議の開催前に改めてご紹介致します。

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

(礼)

(全員着席)

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番 田村昭雄 委員、所用のため、議席番号7番 國司功 委員、体調不良のため、議席番号8番 松村勝彦 委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中16名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。 会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

ただ今から、令和5年度第9回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長 (立柳会長)

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(立柳会長)

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、4番 菊田健生 委員、5番 熊澤威人 委員 を指名します。

3 報告

議長 (立柳会長)

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

事務局(立花事務局長補佐)

総会資料の3ページをお開き下さい。

第9回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年12月以降の主な会議行事等日程について

2項目め。令和5年度第9回総会について

3項目め。令和5年度関係行政機関等(市)に対する意見の提出について

4項目め。令和6年度農作業労賃標準額検討委員会委員の推薦について

以上、4項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、1月10日午前10時00分に決定となりました。

2項目め。令和5年度いわて農林水産躍進大会について

内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりました。

3項目め。令和5年度及び6年度の現地調査編成表の変更について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

以上、3項目について協議を行いましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より「2項目め」と「3項目め」の説明を行う事としております。

4項目め。令和6年度八幡平市農地賃借料情報について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなったことを受け、本 日の農業委員会議の協議事項で、事務局より説明を行う事としております。

5項目め。令和5年度活動記録の提出について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本 日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

小山田委員より質問が出され、運営委員と事務局の間で情報交換が行われました。

次に事務局から1件の事務連絡を行いました。

続いて立柳会長から新年会の開催について提案が出され、運営委員により協議が行われた結果、 このページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項 で、事務局より説明を行う事としております。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第9回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年12月25日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長(立柳会長)

ただ今の「第9回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言 をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局 (佐々木農地調整係長)

それでは、総会資料の9ページをご覧ください。

令和5年11月23日から令和5年12月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほど お目通しいただければと思います。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は12月14日の木曜日でございまして、19件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の17番委員大森直子委員、農業委員の18番委員三浦美恵子委員、推進委員の西根南地区の1番委員工藤章夫委員、推進委員の西根北地区の1番委員田村保造委員、推進委員の松尾地区の1番委員米田公明委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年11月21日から令和5年12月20日までの間で、あっせんの申出は4件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長(立柳会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は 挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いします。また、 個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長 (立柳会長)

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』 議長(立柳会長) 議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の2ページ~3ページをご覧ください。今月の申請は13件です。

申請番号1ですが、法人が新規で農地を取得する案件です。法人が農地を取得する場合は、農地 法第2条第3項および同法第3条第2項第2号に規定されるとおり、農地所有適格法人の要件を満 たしている必要があります。今回、譲受人である法人は市内の農地を初めて取得することから、本 議案第3条第1項の許可申請とあわせて、農地所有適格法人の要件審査もお願いいたします。

まず、農地所有適格法人の要件について説明したいと思います。

参考資料としてお配りしている横型両面刷り1枚ものの資料をご覧ください。

この資料は、農林水産省が公表しているものです。

「法人が農業に参入する場合の要件」として、記載されているとおり農地の貸借は、一般法人でも可能ですが、農地の所有権の取得は、農地所有適格法人である必要があります。

次に、同じ資料の裏面「農地所有適格法人の要件」をご覧ください。

資料のとおり要件は4つあり、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件があります。

事務局による確認の結果、譲受人である法人は、農業及び農業関連事業(堆肥販売)の売上げが100%であり、事業実績からは例年安定した経営であることが確認でき、全ての要件を満たしていると判断いたしました。

また、譲受人ですが、既に岩手町と一戸町においても、農地所有適格法人として農地を取得し、 適正に営農し、農地を耕作していることが確認されております。

以上で農地所有適格法人に関する説明を終わります。

続きまして、農地法第3条第1項の許可申請について、説明します。

申請番号1:大更第39地割179-2、畑、1,518㎡を含む26筆86,622㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで 譲渡人が自己保全管理及び牧草を作付しており、権利取得後も同様に管理、作付予定です。

申請番号2:大更第44地割113-1、田、240㎡を含む12筆15,797㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで 譲受人が水稲、牧草、りんどうを作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3:大更第47地割25-1、畑、2,204㎡を含む2筆3,850㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が貸借契約していた農業者が野菜と大豆を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4:田頭第1地割148、田、1,074㎡を含む2筆1,806㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に管理予定です。

申請番号5:田頭第7地割1-44、畑、620㎡を含む2筆1,105㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号6:平笠第10地割65-1、田、732㎡を含む2筆3,507㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号7:松尾寄木第21地割157-4、畑、648㎡です。売買による所有権の移転です。申請地

は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号8:松尾寄木第21地割157-6、畑、496㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号9:大更第12地割155-29、田、410㎡です。次に説明する申請番号10との交換による 所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に管理予定 です。

申請番号 10: 大更第 12 地割 157-4、田、575 ㎡です。先に説明した申請番号 9 との交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に管理予定です。

申請番号 11:田頭第 18 地割 28-2、田、1,640 ㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は 今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は水稲を作付予定です。

申請番号 12: 西根寺田第7地割 25-44、畑、1,143 ㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 13: 西根寺田第 18 地割 68-2、畑、240 ㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は牧草を作付予定です。

次の 44 ページ以降に申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページ以降に審査項目一覧表 を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17番 (大森直子委員)

17番 大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から北へ約4kmの地点の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.6km以内に点在しています。現況は、 一部は稲刈り後、一部は保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR 東大更駅から北東へ約1.5kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、大更小学校から南西へ約 1.5km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、田頭小学校から西へ約 1.7km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約 500m の地点です。現況は、稲刈り後でした。

申請番号7番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約1.3kmの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号8番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約1.3kmの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号9番ですが、位置は、JR 東大更駅から西へ約 750m の地点です。現況は、保全されてお

りました。

申請番号 10 番ですが、位置は、JR 東大更駅から西へ約 850m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 11 番ですが、位置は、田頭小学校から南西へ約 450m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 12 番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 2 k mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号13番ですが、位置は、寺田小学校から西へ約500mの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。 以上です。

議長(立柳会長)

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』 議長(立柳会長)

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を 議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1:大更第34地割391-4、田、364㎡。転用の目的は、賃貸住宅(アパート)の建築です。内容は、賃貸住宅、駐車場等が計画されております。なお、賃貸住宅及び駐車場は隣接している宅地にも及んでいるため、施設の概要は、申請農地の面積より大きくなっております。

関係資料の4ページをご覧ください。申請地の農地区分と例外規定ですが、申請地は500m以内に JR 大更駅がある農地で第2種農地となります。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

なお、ただいまの申請についてですが令和4年10月25日に開催の令和4年度第7回総会において八幡平市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の一部変更に係る事前協議を行い、農用地区域からは除外することについて八幡平市長へ意見無しと回答し令和5年4月24日付で、一部変更となっていることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17番 (大森直子委員)

17番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は JR 大更駅から北東へ約 400mの地点です。現況は田で保全されておりました。申請地は申請者の自己所有地であり、現在管理している貸家と共に管理が容易で、必要なスペースを確保できることから選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長(立柳会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、 『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』議長(立柳会長)

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を 議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1:平笠第15地割98-2、田、485 m²。転用の目的は、贈与による一般住宅の建築です。 内容は、居宅、駐車場、庭、通路等が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。申請地の農地区分と例外規定ですが、10ha 以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17番 (大森直子委員)

17番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は平笠小学校から南東へ約700mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、現在の居宅と隣接しており、所有者との合意も得られたことから選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 (立柳会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、 『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』 議長(立柳会長)

次に、議案第4号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題 といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の12ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1:松尾寄木第11地割46-1の一部、畑、8,048㎡です。

当初の計画では、砂利採取で令和6年4月中旬をもって完了する予定の申請案件で、令和4年4月22日に許可されたものです。変更の申請内容ですが、2年間の一時転用の予定でしたが、砂利需要が低迷しており当初の計画より原石の採取量減少傾向のため採取が遅延しており期間を1年間延長し、計3年間砂利採取を行うものになります。

関係資料の4ページをご覧ください。申請番号1番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振 農用地と判断されます。

例外規定ですが、3年以内の一時転用にあっては許可が認められております。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17番 (大森直子委員)

17番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約1.5㎞の地点です。現況は、砂利採取が継

続されておりました。申請地は、河川の流域で土砂利が堆積している場所であり、砂利採取の適地であるため、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 (立柳会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、 『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第4号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』は、 『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長(立柳会長)

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。 事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の14ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

関係資料 5 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。申請番号 1 : 大更第 47 地割 23 -2 、田、727 m です。現況は、住宅敷地と一体的に利用しており、雑種地化しておりました。

申請番号2番と3番ですが、関連がありますので一括して説明します。

申請番号2:松尾寄木第33地割143-2、田、50㎡を含む2筆180㎡です。

申請番号3:松尾寄木第33地割145、畑、168㎡です。

現況は、木が生い茂り山林化しており、また一部は宅地化しておりました。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17番 (大森直子委員)

17番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は JR 東大更駅から北東へ約 1.3 k mの地点です。現況は、申請人の住宅敷地と一体的に庭として利用しておりました。申請地は昭和 55 年頃に、立地条件が悪く耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号2番と3番ですが、関連がありますので一括して説明します。

位置は松尾中学校から南東へ約900mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しており、また一部は宅地化しておりました。申請地は昭和47年頃から、立地条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 (立柳会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。本案について、 証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案 理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の16ページをご覧ください。

今月の申請は、更新 15 件、新規 140 件の全 155 件です。更新は、賃貸借権設定 7 件、使用貸借権設定 8 件です。新規は、賃貸借権設定 76 件、そのうち中間管理機構を通した申請が 62 件、使用貸借権設定は 51 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 48 件です。また、所有権移転は 13 件、そのうち中間管理機構を通した申請が 12 件で、さらに、そのうち 1 件は一時貸付によるもので、貸付 3 年目に所有権移転が行われます。

まずは、更新の賃貸借権設定です。

申請番号1番は西根南地区に係る申請です。

申請番号2番は西根北地区に係る申請です。

申請番号3番~5番は松尾地区に係る申請です。

申請番号6番~7番は安代地区に係る申請です。

次に、更新の使用貸借権設定です。

申請番号8番は西根南地区に係る申請です。

申請番号9番~10番は松尾地区に係る申請です。

申請番号11番~15番は安代地区に係る申請です。

次に、新規の賃貸借権設定です。

申請番号 16番~17番は西根南地区に係る申請です。

申請番号18番~28番は松尾地区に係る申請です。

申請番号29番は安代地区に係る申請です。

次に、新規の使用貸借権設定です。

申請番号30番~31番は西根南地区に係る申請です。

申請番号32番は西根北地区に係る申請です。

次に所有権移転です。

申請番号33番は西根南地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号34番~73番は西根南地区に係る申請です。

申請番号74番~75番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 76番~91番は松尾地区に係る申請です。

申請番号92番~95番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号96番~111番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 112番~113番は西根北地区および松尾地区に係る申請です。

申請番号114番~123番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 124番~137番は松尾地区に係る申請です。

申請番号138番~143番は安代地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号144番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 145番~151番及び 155番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 152 番~154 番は松尾地区に係る申請です。

なお、先月総会で質問のありました件に関連する申請番号 151 番について、今回総会で農地中間 管理機構を通して耕作者に譲り渡す案件となりますが、水稲を作付するとのことで、譲受人に確認 済みでございます。

申請筆別明細については、次の44ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。 各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号16番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律 及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めま す。

(15番 向久保 委員 退席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号16番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号16番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保 委員 着席確認)

引き続きまして、申請番号33番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号33番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号33番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号33番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13 番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(13番 工藤 委員 着席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号 16 番、33 番を除く議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号 16 番、33 番を除く議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原 案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の72ページをご覧ください。今月の案件は3件です。

申請番号1番及び2番は、農地の所有者は異なりますが、令和4年2月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により 貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のとおりの再配分となります。要するに、耕作者が工藤嘉充さんから 平野岳浩さん に変わることによる計画案の作成です。

申請番号3番は、平成27年3月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のとおりの再配分となります。要するに、耕作者が杣澤和吉さんから 古川伸也さんに変わることによる計画案の作成です。

本申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で説明が終わりました。

まず、申請番号1番、2番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する 法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求 めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号1番、2番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番、2番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号1番、2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議 席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(13番 工藤 委員 着席確認)

これより、申請番号1番、2番を除く議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番、2番を除く議案第7号を 採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号1番、2番を除く議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会(13時57分)

議長 (立柳会長)

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議 いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。

事務局 (田村事務局長)

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年1月25日

会	長			
4番	委員			
5番	委員			

令和5年度

第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年12月25日(月)午後1時00分~場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報告
- (1) 第9回運営委員会報告
- (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会